

教教教

令和2年11月5日

各学部・研究科長 殿

学務審議会委員長 殿

理事・副学長（教育・学生支援担当）

滝澤博胤

自然災害等非常時における授業の取扱いについて（通知）

これまで、台風接近時に川内北キャンパス（A・B・C棟、マルチメディア教育研究棟など）で実施する授業については、台風の予想進路や公共交通機関の運行状況等を踏まえて、休講の判断をしているところですが、自然災害が増加していることに鑑み、本学が実施する授業全てについて、今後は下記のとおり取り扱うこととしますので、お知らせいたします。

記

I. 休講の決定

I-1 理事・副学長（教育・学生支援担当）は、II. に定める基準により、本学が実施する授業の全てを休講とすることを決定する。

なお、II. に定める基準となることが事前に想定される場合は、II. の状態となることが想定される期間における休講を、事前に決定することができる。

I-2. 上記の決定のほかに、授業を実施する部局の長は、学生の安全確保のために必要がある時は、当該部局の授業について休講とすることができる。

II. 休講措置の基準

II-1 仙台市又は仙台市を含む地域において、次の①～③のいずれかに該当する場合

①『避難準備、高齢者等避難開始（警戒レベル3）』以上の避難勧告が発令されている場合

②『特別警報』が発表されている場合

③大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報（以下、「各種警報」という。）のいずれかが発表され、かつ仙台市地下鉄が全面的に運転を見合わせている（運休を含む）場合

II-2 II-1 のほかに、理事・副学長（教育・学生支援担当）が、学生の安全確保のために休講とすると必要であると判断した場合

III. 休講の周知

III-1 I-1 により休講を決定した場合、教育・学生支援部は各部局（学部・研究科）へ速やかに決定内容を通知するとともに、学務情報システム、大学ウェブサイトにおいて決定内容を周知する。

III-2 各部局（学部・研究科）は、決定内容を各部局ウェブサイト等において周知するとともに、適切な方法により授業担当教員へ連絡する。

参考：本通知における「自然災害」とは、被災者生活再建支援法2条1号に定める「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害」のことをいいます。

(参考資料) 段階的に発表される防災気象情報と対応する行動

危険度の高まりに応じて段階的に発表される防災気象情報とその活用

気象状況	気象庁等の情報				市町村の対応	住民が取るべき行動	警戒レベル
大雨の数日～約1日前	早期注意情報 (警報級の可能性)				<ul style="list-style-type: none"> 心構えを一段高める 職員の間連絡体制を確認 	災害への心構えを高める	1
大雨の半日～数時間前	大雨注意報 洪水注意報	高潮注意報	危険度分布	注意 (注意報級)	第1次防災体制 (連絡要員を配置)	ハザードマップ等で避難行動を確認	2
大雨の数時間～2時間程度前	大雨警報 洪水警報	高潮警報 注意報		警戒 (警報級)	第2次防災体制 (避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断できる体制)	土砂災害警戒区域等や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いにお住まいの方は、 避難準備が整い次第、避難開始 高齢者等は速やかに避難	3
	土砂災害警戒情報	高潮特別警報		非常に危険	避難準備・高齢者等避難開始 第3次防災体制 (避難勧告の発令を判断できる体制)	速やかに避難 ・危険な区域の外の少しでも安全な場所に速やかに避難	4
数十年に一度の大雨	大雨特別警報	高潮特別警報		極めて危険	避難勧告 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	避難を完了 ・道路冠水や土砂崩れにより、すでに避難が困難となっているおそれがあり、この状況になる前に避難を完了しておく	5
				氾濫発生情報	避難指示(緊急) ※緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令	危険な区域からまだ避難できていない方は、 命を守るための最善の行動をとる ・大雨特別警報発表時には、災害が起きないと思われているような場所でも危険度が高まる異常事態であることを踏まえて対応する	
				氾濫発生情報	災害発生情報 ※可能な範囲で発令 ・大雨特別警報発表時は、避難勧告等の対象範囲を再度確認		

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、避難準備・高齢者等避難開始(警戒レベル3)に相当します。
 ※2 暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難勧告(警戒レベル4)に相当します。「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

5段階の警戒レベルと防災気象情報

警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報	相当する警戒レベル
5	災害がすでに発生しており、命を守るための最善の行動をとる	災害発生情報 ※可能な範囲で発令 ・大雨特別警報発表時は、避難勧告等の対象範囲を再度確認	大雨特別警報 土砂災害警戒情報 高潮特別警報 高潮特別警報	5相当
4	・危険度分布の「極めて危険」(濃い紫)出現時には、道路冠水や土砂崩れにより、すでに避難が困難となっているおそれがあり、この状況になる前に避難を完了しておく 速やかに避難 ・危険な区域の外の少しでも安全な場所に速やかに避難	避難指示(緊急) ※緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令 避難勧告 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	極めて危険 非常に危険	4相当
3	土砂災害警戒区域等や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いにお住まいの方は、 避難準備が整い次第、避難開始 高齢者等は速やかに避難	避難準備・高齢者等避難開始 第3次防災体制 (避難勧告の発令を判断できる体制)	大雨警報 洪水警報 高潮警報に切り替える可能性が高い注意報	3相当
2	ハザードマップ等で避難行動を確認	第2次防災体制 (避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断できる体制) 第1次防災体制 (連絡要員を配置)	大雨警報に切り替える可能性が高い注意報 高潮注意報 大雨注意報 洪水注意報	2相当
1	災害への心構えを高める	<ul style="list-style-type: none"> 心構えを一段高める 職員の間連絡体制を確認 	早期注意情報 (警報級の可能性)	

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、避難準備・高齢者等避難開始(警戒レベル3)に相当します。
 ※2 暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難勧告(警戒レベル4)に相当します。「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

(気象庁ウェブサイトより) <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/alertlevel.html>